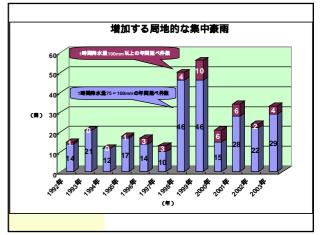
洪水被害の防止・軽減のためのソフト対策 洪水ハザードマップ作成の現状と課題 (社) 日本損害保険協会 新村 光男 東北大学地域防災ゼミ

2004年9月21日









(2004年6月30日、静岡市)

愛知・一宮などで局地的大雨 1日降水量284ミリ 「東海豪雨」超す

愛知県一宮市では降り始めからの総雨量が二 八〇ミリを超え、観測史上最高を記録。市南 部の中小河川があふれ出し、避難所が開設さ れた。同市や周辺で約三万三千世帯が停電、 百十三棟が床下浸水、三棟が床上浸水。滋賀 県では四棟が床上浸水、三重県でも三棟が床 下浸水した。

(2004年7月11日の新聞記事から)



新潟・中之島町で集中豪雨・救助に当たる自衛隊員ら (2004年7月14日)

損保協会の洪水被害の防止・ 軽減に関する主な取り組み

資料集の作成と 市町村への提供

洪水ハザードマップ集の 作成と市町村への提供

住民のマップ認知状況調査 と市町村への提供 マップの作成状況調査と 市町村への提供

「洪水八ザードマップ集(CD-ROM)」 および「その概要一覧表」



洪水ハザードマップ集・その 概要集の作成と市町村への提供

各市町村での洪水八ザードマップ作成の促進

144市町村から148種類のマップを収録

全市町村(約3,300)に提供

洪水ハザードマップとは

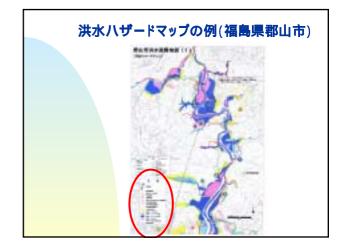
浸水情報の記載

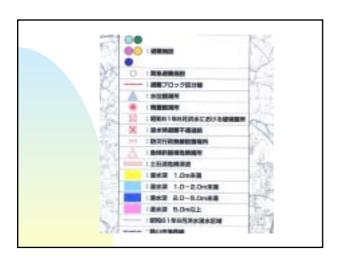
避難情報の記載

市町村が作成

公表を前提

(国土交通省河川周による)





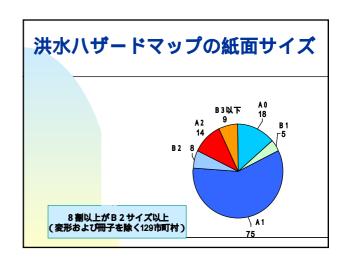






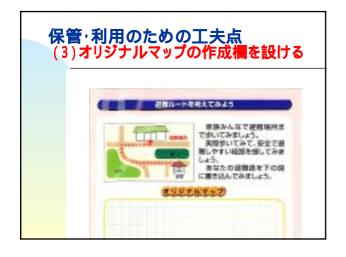


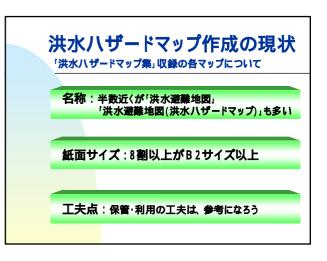






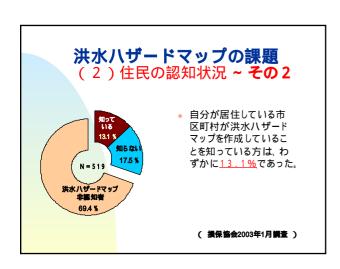


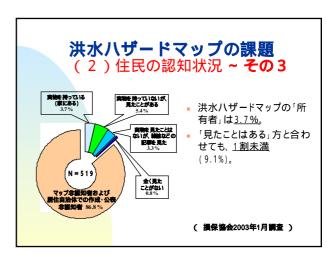




洪水ハザードマップの課題 (1)作成されない理由 財政難 市町村の合併 地価への影響 (損保協会2003年4月調査)

洪水ハザードマップの課題 (2) 住民の認知状況 ~ その1 洪水ハザードマップを 知っている方は、マッ 知って いる プ作成・公表自治体に 居住している方々に対 するアンケートである N = 519にもかかわらず、3割 に止まった。 知らない 69.4% (損保協会2003年1月調査)





洪水ハザードマップの課題 (3) 市町村の対応状況~その1 作成の際に住民から 意見聴取 意見聴取 意見聴取をしていな していない した い市町村は4割超。 • 住民との意思疎通が 不十分なまま作成が 44.7 55.3 N=152 進められるケースが 相当あることを示し ている. (損保協会2003年4月調査)



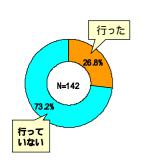
洪水八ザードマップの課題 (3)市町村の対応状況~その2

<「その他」の主な内容> 閲覧のみ

- ・町内会で回覧し、希望者には
- 提供した 市のホームページに掲載した
- 市役所公共施設に置いて自由 に取って いってもらっている
- ・ 浸水区域内の公共施設に掲出 するとともに、広報誌・ホー ムページ等で掲出場所を周知

洪水ハザードマップの課題

(3)市町村の対応状況~その3



- 住民へのフォローアップはしていないと回答した市町村が、おおよそ3/4。
- 配布後のフォローアップの必要性を示している。

(損保協会2003年4月調査)

洪水被害の防止・軽減のために ~ まとめ ~

さらに多くの市町村がより早期に洪水八ザードマップを作成することが必要である。

市町村は、住民の立場にたって、作成時から十分に住民とコミュニケーションをはかり、「洪水ハザードマップ」が住民に理解されるように工夫することが必要。

住民の方々においては、「自らの身の安全は自らが守る」 という原則を再認識いただき、自ら情報を求めて備えを進め ていただく必要がある。

防災関係者は、住民が防災についての理解をより深めることができるよう、災害教育の充実等を図る必要がある。

各種のハザードマップ

- 洪水
 2004年7月23日現在で334市町村が作成済み。
- 火山

マップ作成済み 24

未作成 5 (富士山の一部市町村など)

活火山108のうち、活動的で 潜在的に爆発力を有するもの 29

津波・高潮

国土交通省の研究会で2004年3月「作成マニュアル」が作成され、マップ作りが進められている(2004年5月で991市町村のうち95市町村)

- ・地震
 - 1.シナリオ地震地図
 - 2 .確立論的地震動予測地図…2004年度内に作成(試作版作成済)
- 土砂
 - 「警戒区域」と「特別警戒区域」が指定

ご清聴ありがとうございました

社団法人 日本損害保険協会 業務企画部 企画・安全技術グループ 新 村 光 男

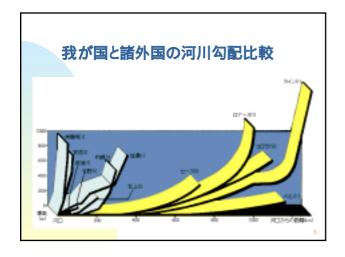
> 東北大学地域防災ゼミ 2004年9月21日

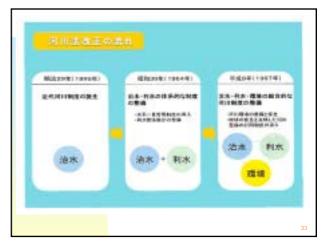
ご清聴ありがとうございました

社団法人 日本損害保険協会 業務企画部 企画・安全技術グループ 新 村 光 男

> 東北大学地域防災ゼミ 2004年9月21日

我が国の国土は災害を受けやすい低平地(河川の氾濫区域)に人口・資産が集中





河川の区分(河川法上の区分)

河川法上	河川管理者	別称	重京都の場合					
0	河川黄本黄		河川名		萬县			
1銀河川	原則: 四	宣襲河川 (国が管 理)	荒川、江戸川、中川、銀瀬川、多摩川など	9	132			
	例外:果・市 区町村	補助河川	隣田川、石神井川、神田川、野川、鶴見川な ど	94	631			
2 銀河川	展別:展	(果・市区		2	14			
	例外:市区町村	明村が管理)			66			
準用河川	市区町村		花伽川、根川など	20	33			
注1、数・配長/km/には、電視管理を含む。								

注2.網掛け部分は、洪水八ザードマップの作成上は無視して差し支えない。

1. 湯水棚定区域間

洪水予報河川()において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川整備の またなる時間により河川が江水屋した場合に浸水が棚足される区域として指定し、棚定 される水深と終せて公板((熱放無10条の) 国の管理する河川 洪水予報河川(10水系193河川について調次公板の予定 果の管理する河川 洪水予報河川(10水系193河川について調次公板の予定 果の管理する河川 洪水予報河川(10水系193河川について調次公板の予定

()洪水予帳河川 沈城面積が大きい河川で、洪水により大きな損害が生じるおそれが あるものとして推定された河川をいう

2. 洪水八ザードマップ

洪水ハザードマップは、洪水時の破壊等による浸水の情報と避難方法に係る情報を住民に 分かりやすく提供することを目的として、市区町村が作成主体となって公表を前提に作成 された地面。名称も洪水ハザードマップのほか、洪水避難マップ、洪水避難地図など様々 なものが使われている。

水粉法の改正によって、運動方法に係る情報を住民に周知させるように努めることとされ たが、その方法として洪水パゲードマップの作成を輸続付けるものではない。しかし、運 原方法に係る機能を住民に分かりやすく最快するために、洪水パゲードマップの作成が国

3. 河川管理者と市区町村との役割分担

(1)河川管理者 漫水想定区域圏の作成 (2)市区町村 遊離情報の住民への周知(洪水ハザードマップの作成)

【参考】洪水八ザードマップの作成手順

洪水予報河川の指定 国の管理 109水系193河川

三の管理

― → 漫水銀定区域圏の作成

国の管理 97水系164河川 流域市町村数 約1,200

県の管理 9水系 12河川 流域市町村数 300~400

(洪水予報河川の流 域か否かを問わず)

洪水ハザード

DJ F

(2004年7月現在)

9水系 12河川

水防法 10条の5 円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

- 第十条の五 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町 村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次 項において同じ。)は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、 新聞のがに同じ、別番が新聞の「記簿四十二条第一項に規定する市間村地域防災計画(同法簿四十二条第一項に規定する市間村地域防災計画(同法簿四十二条第一項に規定する市間村地域防災計画をした。 第二項において同じ、)において、少なくとも当該漫水想定区域ごとに、洪水予報 (第十条第一項若しくは第二項又は第十条の二第一項の規定により気象庁長官、国 土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報をい 次項及び第三項において同じ。)の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について**定めるものとする**。
- 2 市町村防災会議は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が 利用する地下に設けられた施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円 滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう前項の洪水予報の伝達方法を定めるものと
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において 定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について**住民に関知させるように***等めるものとする*

(以下, 略)

水防法 水防責任 第3条、第3条の6

- 第二章 水防組織
- (市町村の水防責任)
- 第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。
- (都道府県の水防責任)
- 第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。
- (本医療) この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む、以下同じ、)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)者しくは水害・労励組合をいう。
- 2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若し くは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条 に規定す る消防の機関をいう
- 4 この法律において、消防機関の長、とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。
- 5 この法律において、水防計画とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しは閘門の操作、水防のための水防団及び肩防機関の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び防護並化に水防心必要な器は、資材及103種の登極後連用に関する計画をいう。
- 6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- この法律において、水防警報とは、洪水又は高潮によって災害が起るおそれがあるとき、水防を行う必
- 要がある旨を警告して行う発表をいう

+ 45 W + - 45 Th - - 1 1 -

1998年以降の主な台風・大雨等による災害

					主な被		
災害名	地域	災害日	死者・ 行が明 (人)	鏡(人)	住家の損壊 (棟)	住家の床上・ 床下漫水 (棟)	被害額 (億円)
台風 15 号、前線	北海道 ~ 四国	01 . 9. 8~ 13	8	48	140	1,158	11
台風11号、前線	北海道~九州	01 . 8.18~24	8	141	154	1,052	•
台風14号、前線	東北~沖縄	00. 9. 8~ 17	11	103	609	70,017	24
台風 18号、前線	全国	99. 9.16~25	36	1,077	47,150	23,218	1,6
大雨、強風(低気圧)	東北~九州	99 . 6.22~7.4	40	64	615	12,453	37
台風 10 号、前線	全国	98.10.13~20	14	67	770	12,548	
台風7・8号、前線	北海道~四国	98 . 9.21 ~ 24	18	569	21,165	8,692	
台風9号、前線	東海~沖縄	98 . 9 . 23 ~ 10 . 1	9	14	143	17,806	
平成10年8月末豪雨 (台風、前線)	沖縄を除く 全国	98. 8.25~9.1	25	55	486	13,927	
平成10年8月上旬 豪爾(前錄)	東北~中国	98. 8. 2~9	2	5	45	18,207	

風水害に対して保険金を支払う 損害保険の種類

火災保険の総合保険(建物・家財を対象)

自動車保険の車両保険 (自動車を対象)

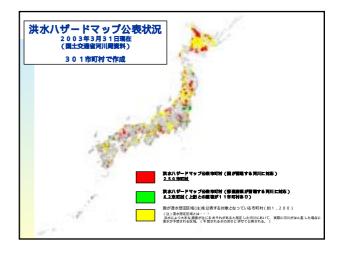
風水害等による保険金支払例

単位·倍円

	災害名	発生年月日	火災・新種 保険	自動車保険	海上保険	合計
1	台風19号(全国)	91.9.26~28	5.225	269	185	5.679
2	台風18号(熊本、 山口、福岡等)	99.9.21~25	2.847	212	88	3.147
3	台風 7号(近畿中心)	98.9.22	1.514	61	24	1.600
	平成12年9月豪商(愛知等)	00.9.10~12	447	545	39	1 030
-	台風 ₁₃ 号 (九州、 四國、中國)	93.9.3	933	35	10	977
6	ひょう災(干薬、茨 城)	00.5.24	372	303	25	700
7	台風19号(全国)	90.9.17~20	324	21	20	365
8	台里 ₁₇ 号(九州、 中国)	91.9.14~15	339	-	9	347
9	台風 12,13,14 号 (九州)	85.8.29~9.2	281	-	31	311
10	台風7号(九州)	93.8.10	232	62	3	297

(出典)日本の損害保険 ファクトプック 2003 (日本損害保険協会)

004年度の自然	然災害(7月]~9月16日)			(過去の大規模支払し	例)
		支払件数 (件)	支払見込み額 (億円)	1	1 9 1年台風 1 9号	支払額(億円) 5.679
7月新潟福島豪雨	(7/12~)	13,179	150	1	2 99年台風18号 3 98年台風 7号	3,147
7月福井豪雨	(7/18~)	6,732	6 3	1	4 00年東海豪雨	1,030
台風16号	(8/30~)	118,703	793	1	5 93年台風13号	977
浅間山噴火	(9/1)	-	-	1	7 00年ひょう災	700
紀伊半島沖地震	(9/5)	保険金支払の	面では小規模	1	8 9 0 年台風 1 9号 9 9 1 年台風 1 7号	3 6 5 3 4 7
台風 1 8号	(9/7~)	16号を	上回る規模	1	10 8 5 年台風12/13/14	
	今年	F上陸した台風は 7	7個(史上最多)	1		
(参考)2	003年度0	の自然災害			本年の台風 1 6号は、 大規模支払いの史 台風 1 8号はさらに 支払いが予想。	上第6位。 これを上回る
		支払件数 (件)	支払見込み (億円)			
7月静岡豪雨 (7.		(3~) 1 , 6	93	1.1		
7月梅雨前線による大雨 (7/		18~) 14,2	1 8 1	60	03年度は、台風の規模 小さく、最大の二つの台展	を
台風10号(全国)		8~) 12,9	169	8 4	合算しても、支払保険金 約118億円	li .
台風10号(全国						



防災GISとハザードマップ

- 八ザードマップの作成・改定に際して 迅速な作成、作成費用の低減、改定も容易
- 今後のハザードマップ作成の際して 今後さらに各種マップの作成が見込まれる